

# 「言語問題」からみた朝鮮近代史

——教育政策と言語運動の側面から——

三ツ井 崇



## はじめに

近年、日韓双方で朝鮮近代史像をめぐる歴史認識問題が繰り広げられていることは周知の事実である。その展開の一面において、植民地期の朝鮮における「近代化」の主体とその評価という問題が焦点化されていることもまたよく知られた事実であろう。議論の精粗は別として、日本における「植民地支配施惠論」の代表格ともいべき西尾幹二の次のような言辞にまず注意してみたい。

日本総督府は、併合後、真つ先に近代化の基礎として最低限必要な人口調査や土地調査、治山、治水、灌漑、農業改良、小作制度の改善、さらに教育の普及と

公平な司法の導入等々をやつてのけた。それ以前の朝鮮半島は小作人が虐げられ、貴族階級が恣意専断による司法の乱用をほしのままにしていた哀れな国土だった。いま韓国が採用している文字、ハンゲルは、十五世紀につくられた人工語だが、それまで漢字漢文を正書とする両班（貴族階級）から軽蔑され、相手にされない文字であつたがために、実用化に至っていなかった。日本総督府時代が初めてハンゲルを普及させ、小学校教育に導入したものであることを、今の韓国人はどれくらい知っているのであるう。

日本による近代化の貢献を強調する論旨であることは一目瞭然であり、それ以上の説明は必要なからう。ただ、筆者が注意したいのは、引用の最後の部分にあるように、朝

鮮語（正確には朝鮮文字Ⅱハングル<sup>②</sup>）の近代化ないしは普

及の問題が扱われている点であり、また同種の議論において西尾と同様に、朝鮮語（文字）の近代化と普及に対する日本の貢献が強調される点である。これらの議論が、従来日本語普及政策の文脈に力点を置かれ評価されてきた日本の対朝鮮言語政策に対する再評価を求めるものであることは言うまでもない。いかに日本（人）がハングルの普及に貢献したかに対する「無知さ」を嘲笑ないしは告発するかのような論調（口調？）にもあらわれているとおり、それまでの言語政策史のイメージを転換させようというのが、これらの意図するところであることも明確だ。多くの歴史家が植民地期における日本語強制の問題を強調してきたことは事実であり、皮肉ではあるが、歴史家もこのような論調に対応する必要性が生じてきたといえる。

もつとも、西尾らの一連の議論は学問的分析に耐えるものでは決してなく、かつての総督府官僚およびそれに近い人間たちと同種の議論であって、それを批判すること自体は極めてたやすい<sup>④</sup>。また、正否はともかくとして、日本語普及政策ではない他の面を強調したに過ぎず、依然として植民地朝鮮における言語政策の性格について、その全体像が十分にイメージされないままであることに変わりはない。ことが植民地支配の性格にかかわるとなれば、この点に対する対応が必要であろう。本稿はこの点に迫ることを

意図している。

さて、本論に入る前に、筆者自身の問題関心をより詳細に示すため、自身の研究経過について少し説明しておきたい。筆者はおもに植民地期の朝鮮総督府による朝鮮語教育政策と朝鮮知識人による言語運動（Ⅱハングル運動）との関係性に注目し、日本語普及政策とは異なる観点から朝鮮総督府の言語支配の性格について考察してきた<sup>⑤</sup>。具体的には、総督府が朝鮮人児童・生徒に対する朝鮮語教育政策の一環として行った朝鮮語近代化（Ⅱ規範化）政策と朝鮮人による朝鮮語規範化運動がシンクロナイズし、そこに至る経緯とその後の推移に植民地言語支配の性格を見出そうというものであった。換言すれば、政策と運動を複眼的にとらえながら、両者の絡み合いの事実を通して、「支配—被支配」の関係のなかでそのような絡み合いを生み出す原因とヘゲモニー作用の様態について明らかにしようとしたのである。これは、「支配—被支配」を単純で固定的な二項対立の論理としてとらえ、その実態を必ずしも十分に描き出さずにきた従来の関連研究に対する批判を意識してのものであった<sup>⑥</sup>。

折しも、冒頭で触れたような歴史認識問題が起り、以後、継続して「言語」にかかわる問題が争点化するなか、自身の研究を全体のなかで位置づける必要性が生じたのであった。とりわけ、近年、韓国のおもに文学研究者たちを

中心とした文化史研究のなかで、筆者の研究主題とするテーマが取り上げられるとき、きわめて問題が多いという事実を目の当たりにして、全体像へのアプローチへの思いはいよいよ強くなった。本稿は、このような課題意識をもとにしつつ、教育政策・言語運動の展開を中心軸にすえて概論するものである。以下、いくつかのテーマに分けて論じていくことにしたい。

## 一 朝鮮語の「近代化」と 言語・文字ナシヨナリズム

### (一) 朝鮮における「言語的近代」

先の西尾の言辞にみられるように、日本の支配下になって初めてハングルが普及されたという議論は『マンガ嫌韓流』でも次のようなやり取りで示されている。

末行隆平 もともとは一八八六年に井上角五郎が漢字とハングルの混合文を新聞に用いたことでハングルが普及したんだ

沖鮎要 ええッ!? 日本人がハングルを普及させた!?  
末行 ……かつて日本が朝鮮を統治する以前は朝鮮人の識字率は十%程度だったんだ  
しかし併合(一九一〇年)後日本は学校教育で朝鮮

語を必修科目としハングルの普及は急速に進んだ

沖鮎 ちょ ちよつと待ってください! 日本はハングルを弾圧して日本語を強要したんじゃないんですか!?

末行 まったく逆さ 日本によってハングルは広められたんだ!

沖鮎 !?

末行 朝鮮の支配者層(両班)は一般大衆が教育を受けることに反対していたんだ

誰でも文字を読めるようになれば知識が一般に広く行き渡り

支配構造が崩れてしまう… 当時の両班達はそう考えたのだから

それは欧米列強の植民地も同じだ 植民地の住民に教育を施すことなどあり得なかった しかし

日本が統治していた朝鮮半島では朝鮮教育令が施行されハングルを必修科目することに決められたんだ

(8) ……

絵で示すことができないので、雰囲気伝えることが難しいが、このようなやりとりの描写のなかで、カット割りや文章符号(「!?」など)の使い方もわかるように、それがこれまでの常識を覆した新たな発見であることが装

われている。これと関連して、黄文雄もまた「ハングルが韓国の全国民に教えられ始めたのは、日韓合邦後である」とし、「ハングルは綴り方が煩雑なうえ、歴史的蓄積や体系化がなされていない。そこで、総督府は一九一一（明治四十四）年から日鮮の学者を集めて、研究と普及を進めた。〔……〕一九一一年七月に「諺文綴字法研究会」を発足させ、現代ソウル語を標準として「普通学校用諺文綴法」を決定、教科書として採用した」と具体的に述べるのである。これらの文献で「体系化」「普及」などの表現であらわされているのは、いずれも朝鮮語近代化ないしは教育制度を通じた普及を意味するものであり、植民地支配下になってそれらの事業が初めて行われたと強調する点でいずれも共通している。

言語の近代化とは、話しことばにもとづく書きことばの創出過程であり、その過程と到達点として民族語（国民語）の形成された状態を「言語的近代」ととりあえず呼んでおきたい。国民国家論にもとづくナショナリズム論が隆盛して以降、いまや常識となつていいるが、それは、均質的「国民」(nation) 創出のための一方途であり、ベネディクト・アンダーソン<sup>(10)</sup> いうところの「国民的出版語」(print national language) の創出過程を指す。

朝鮮の場合、このような動きが明確な形であらわれたのは、一九世紀後半のいわゆる開化期のことであり、よつて

植民地期以前の状況から掘り起こしていく必要がある。朝鮮の言語的近代は「真書」(＝漢字／漢文) と「諺文」(＝ハングル／朝鮮文) との序列の間に反映された社会的階層差の克服が大きな課題とされた。その改善の方向として、朝鮮語の書きことばの創出とハングル専用化が志向されるのであり、それを下支えする言語ナショナリズムが形成、動員されていくことになった。しかし、イ・ヨンスクも指摘するように、「言語がどのような姿で表象されるべきか」という言語の規範的表象の成立」に深く関与する形で、文字の問題が「たんなる表記法の技術の問題をはるかにこえて」浮かび上がることになり、朝鮮(語)の場合、ハングルという固有の文字が民族性、国民性の表象としての性格を帯びることになった。よつて正確には、朝鮮語の近代化に際して動員されたのは「言語・文字ナショナリズム」ということになる。このような流れを決定づけたのが、朝鮮政府の近代化政策である甲午改革(一八九四年)であった。なかでも勅令第一号「公文式」で公文書にハングルを使用することが定められたことは、漢文・漢字を公式のものとしたかつての政治文化を覆したという意味において画期的なできごとであった。これを契機として、同じく甲午改革の一環として成立した新教育制度のもと、朝鮮語の近代化とハングルの普及が試みられることになり、民間でも朝鮮語研究の気運が高まつていった。これにともない純ハ

ングル体の新聞『独立新聞』が創刊された（一八九六年）ほか、ハングルを用いた新小説が登場するなど、ハングルの使用も広範に試みられることになった。

このとき、朝鮮語／ハングルはそれぞれ「国語」／「国文」として国家を代表する言語／文字としての象徴的価値を帯びることになった。『独立新聞』の論説をみると、「国文」の価値は上下貴賤を問わずみてわかりやすい、学びやすい点にあるとし、これまでとは異なり世情も学問もみな「国文」<sup>(15)</sup>によって行うことで「人民を啓明させる」ことが可能だとする。つまり、漢文・漢字との価値転換が図られたのである。実際には、漢字使用に対する意識は論者によって温度差がありはしたが、もはやハングルが「国文」である以上、その使用に関して異議を挟むことはほとんどなかったといえる。このような雰囲気の中で朝鮮国語学の祖ともいえる周時経の活動が目立つようになる。周は私立学校の教員を務め、のちに言語運動の要ともなるような担い手を多く育てたほか、先の独立新聞社にも関与していた。周の活動は「国家の盛衰も言語の盛衰に在り、国家の存否も言語の存否に在り」とする明確な言語ナショナルリズムにもとづいていた。

このような流れは「保護国」期にも続いた。初等教育の場では正式に朝鮮語教育が「国語」として位置づけられ、愛国啓蒙運動による言論活動を中心に朝鮮語／ハングル研

究も盛んに行われるようになった。さらに、一九〇七年に大韓帝国政府の学部内に「国文研究所」が設置され、集団的討議の場が政府の言語政策的事実として準備されたことの意義は大きい。しかし一九〇九年に国文研究所は廃止されてしまい、まもなく韓国併合を迎え、朝鮮語は「国語」の位置から転落してしまうのである。

## (二) 「日本」というファクター

もつとも、朝鮮語の近代化は、言語内的にも言語外的にも日本（語）という要素を切り離して論じられないこともまた事実である。まず、文体・語彙のレベルからみると、ハングル専用化を志向しつつも、実際には漢字ハングル交じり文（「国漢文」）が使用されることになった。イ・ヨンスクは日本語と朝鮮語の文体の類似ゆえに、「日本の近代化精神、日本の近代化の型をそのまま受け入れるチャネルが作られた」とするが、事実、日本語系の漢字語（日訳漢語、日本漢字語）がそのまま朝鮮語の文章のなかに入り込んでくることになった。このことは東アジアにおける知の伝播と共有の大きな要因ともなったが、だとすれば、それを生み出した具体的な回路に注目する必要がある。とりわけ、兪吉濬を始めとする朝鮮人日本留學生の存在は、近代的な法政・経済思想が朝鮮に流入するきつかけを作ったものとして無視することができない。この時点で、漢字に

対する価値は全く新たなものへと転換し、学問の制度化や政治運動の展開に大きな影響を与えたのであった。のちから、教育・言論の場を通じてそのような概念が広まったことは容易に推測できる。ただ、新思潮の導入は近代になって初めて行われたのではない。すでに、朝鮮時代後期には燕行使を通じた漢訳西洋書の購入、天主教の教勢拡大などもあり、清朝時代の翻訳漢語が導入されていたのであった。その他法律・行政用語も中国との宗属関係を前提とした漢文・漢字を中心とする文書体系が貫徹されていたため、近代に入って、これらと日本語系漢語との間で衝突を起こしていたことも忘れてはならない。

さて、開化派知識人（官僚）と日本との関係を「言語問題」を通してみると、忘れてはならないのが『漢城周報』という官報へのハングル採用問題である。『漢城周報』は一八八六年に創刊された「国漢文」体の官報である。この前身である『漢城旬報』は漢文体をとっていたが、官報として開化路線を伝えるという役割を担っていた。筆禍事件や甲申政変（一八八四年）を経て廃刊したのち、再刊されたのが『漢城周報』であるが、『漢城旬報』時代から編集にかかわっていたのが、福沢諭吉の書生である井上角五郎であった。福沢の開化思想に強く影響を受けた井上は、『漢城旬報』発行の際からハングルの使用を求

めていたが、この主張は当初聞き入れられなかった。再刊にあたり井上は国王高宗にハングル使用を強く求める要望書を提出し（一八八五年）、国王の允許を経て、『漢城周報』の刊行にいたるのである。先に引用した『マンガ嫌韓流』で井上角五郎について言及されているのはこのような事実関係をもとにしたものと思われる。確かに、井上の言動の背景には福沢の影響が強いことは事実であるし、井上のみならず兪吉濬、金玉均など開化派官僚への影響があったこともまた事実である。『漢城周報』へのハングル採用に井上の果たした役割も認めるが、一方で井上が接触した開化派官僚たちの状況判断や国王の允許のタイミングなど、なぜこの時期にハングルが採用されたのかを政治史的に検討する余地がまだ残されていないだろうか。筆者もまだ詳細を検討したわけではないが、時代状況としては、急進的開化に反発する衛正斥邪勢力が強かったことや、壬午軍乱後、甲申政変を経て、清がますます宗主権を強化していったこと、また、朝露秘密協定問題（第一次・第二次）や公使派遣問題などで顕在化したような、清の宗主権強化に対する国王や王妃閔氏の反発などといった問題を、その背景として組み込んでいく必要がある。

### (三) 継承される朝鮮語「近代化」問題

#### 朝鮮語教育政策とハングル運動

(21)

一九一〇年の韓国併合後、約十年間にわたる「武断政治」と呼ばれる支配体制のもとでは、朝鮮人による言論活動は、「新聞紙法」・「保安法」(一九〇七年)、「出版法」(一九〇九年)などによって厳しく規制されており、朝鮮人の組織的研究活動は不可能な状態にあった。そのため、朝鮮語研究も進展せず、併合前から存在していた朝鮮語綴字法の整理という課題は、異なる文脈においてではあるが、朝鮮総督府による朝鮮語教育政策の場へと「継承」されることになった。

それは、「普通学校用諺文綴字法」(一九二二年)、「普通学校用諺文綴字法大要」(一九二一年)、「諺文綴字法」(一九三〇年)という一連の朝鮮語表記法の制定/改正作業という形であらわれた。総督府は少なくとも一九三八年の朝鮮教育令改正(第三次朝鮮教育令)までは「朝鮮語(及漢文)」を必修科目として位置づけており、朝鮮語教科書編纂の必要性が生じた。その際の綴字法の策定に総督府自らがかわらねばならなくなったのである。しかし、かつての朝鮮政府・大韓帝国政府、朝鮮知識人の取り組みとは大いに異なり、朝鮮語・ハングルナショナリズムを満たすものとは到底いえなかった。ただ、各回綴字法の性格は、意

図・通用範囲・社会的位置づけの変化にとまない変容していくことになり、単に教科書編纂という教育政策史的事実の枠内では把握不可能になっていった。とくに、一九二一年の綴字法以降は、日本人官吏に対する朝鮮語奨励政策(後述)のような他の政策や「文化政治」下における朝鮮人研究者の朝鮮語研究といった社会的動向との間で相互規定関係をみせるにいたったのである。

とくに後者の場合、現職の朝鮮語教員はすでに早くから総督府綴字法を使用に値しないものと批判していたし、「文化政治」期の集会・結社・言論に対する規制の緩和により、朝鮮人の言語運動(ハングル運動)が組織化されると、もとより朝鮮語近代化問題に敏感であった朝鮮人研究者たちは、総督府策定の綴字法に対してより厳しい監視の目を注ぐことになったのである。総督府綴字法の規範としての不備が総督府の朝鮮語教育政策全般の欠陥としてやり玉にさえ挙げられるなど、総督府は朝鮮語教育政策の「改善」を可視化させるためにも更なる改正を余儀なくされたのであった。朝鮮人による代表的研究組織として朝鮮語研究会(一九二二年創立、のちに朝鮮語学会と改称)が挙げられるが、朝鮮語研究会のみならずハングル運動の担い手の多くに現職教員を含んでおり、その意味では朝鮮語教育政策の場が言語運動の実践場でもあったことになる。よって、植民地期における朝鮮語近代化問題は、必然的に政策

の場と密接にかかわらざるを得なかったのである。一九三〇年の「諺文綴字法」の審議の場は、そのような性格を如実に示すものとなった。総督府学務局は審議の過程で朝鮮語研究会員を多数参加させ、彼らの見解を大いに反映させる形で、大幅な改正を行ったのであった。このことにより、自らの主張を綴字法規定に大幅に反映させた朝鮮語研究会はハングル運動の主導権を握る一方、総督府も朝鮮語教育の「改善」を可視化させることになり、政策の貫徹度をより高めていくことになった。しかし、このコラボレーションは、朝鮮語の近代化を民族の「再興」、「更生」と位置づける朝鮮知識人側の意識と朝鮮語教育を「国語」教育の付随物としてのみ位置づける総督府側との意識には大きな隔たりがあった。そして、朝鮮語近代化の主導権は圧倒的に総督府側に存在するのであり、その意味ではハングル運動の論理が政策の論理に動員された恰好となったことは否定できない。また、この後のハングル運動の展開が一面において総督府綴字法との距離をめぐって対立を起すことからも、総督府の朝鮮語教育政策は一九三〇年代以降に本格化する朝鮮人のハングル運動のあり方を規定してしまつたとさえいえるのである。結局、日中戦争期以後の朝鮮語抑圧過程の強化によって、朝鮮語による言語生活の場は極端に縮小していくことになった。総督府は自ら準備した朝鮮語教育の場を消滅させていく一方、一九四二年の朝

鮮語学会事件に代表されるように、朝鮮語近代化運動を弾圧の対象としたのである。

## 二 日本語普及政策の展開とその論理

### (一) 植民地化以前の日本語教育政策

近代、とりわけ植民地期における日本語普及政策の問題は、近代朝鮮における言語政策研究の中心的課題とされてきており、それだけに研究蓄積も多い。以下では、それらの研究成果に沿って政策の展開とその論理について言及してきたことはすでにみたとおりであるが、教育政策としての展開は、甲午改革期を起点とみることができ。官公立学校での日本語教育は、初等教育では、小学校尋常科で任意・随意科目として設置され、高等科では週三〜四時間、中等教育では、中学校尋常科で英語とともに外国語科目の一つとして存在していたことなどが確認されるほか、官立外国語学校の一つとして日本語学校が設置されてもいた(漢城、仁川、平壤)。

第二次日韓協約(一九〇五年)締結以降のいわゆる「保護国」期以降、初等教育では普通学校(小学校から改称)で各学年四時間、中等教育では、高等学校で本科(修業年



限四年)が各学年週六時間、予科(同一年)が週七時間、その他師範学校では本科(同三年)各学年週四時間、予科(同一年)週五時間、速成科(同一年)週四時間(一九〇九年にはそれぞれ週六時間、週六時間、週九時間に増加)と日本語が教えられたほか、農業学校、商業学校、工業学校、成均館でさえも日本語教育が公式化されるにいたったのであった。とりわけ普通学校では「国語」(＝朝鮮語)と同時間数になったことから、日本語が「第二国語」化したといえる。のちの植民地下における公立普通学校体制の基盤がこの時に作られたことを勘案するならば、この時期の動向に注目しておく必要がある。統監府は一方で私立学校(キリスト教系、「民族系」)への規制を高めていった。具体的には一九〇八年の私立学校令を通して、初等学校レベルの私立学校を「補助指定」という形で準公立普通学校化していくことで、私立学校の体制内化と淘汰を図ろうとしたのである。当然、「補助指定」を受ければ、カリキュラムも公立のものに準じなければならず、よって「日語」も必修科目化されていく。私立学校のなかには統制忌避の手段として「補助指定」の道を選んだところも多く、その意味で「日語」の導入は私立学校の弾圧の文脈でとらえる必要がある。もともと一方で愛国啓蒙運動団体系の私立学校では、近代化＝民族自強の一方途として日本語教育を導入しており、日本語教育に対する価値意識は多義性を

帯びることになった。

このような学校のカテゴリーとは別に開化期に多くみられた学校として「日語学校」がある。「日語学校」とは、稲葉継雄によれば「校名に日(本)語を冠するものを始め、日本人が教師陣の中核を占め、したがって日本語及び「日本語による普通学」が教育内容の中心をなしたのであるものを含める」と説明される。設置主体は日朝官民の多岐にわたり、よって個々の学校が持つ性格も異なるのであるが、東亜同文会の半島進出や京釜鉄道設置問題などを背景に、おもに一八九五―一九〇七年の間に、当初は漢城や開港場から、のちに内陸部へと広がりつつ設置されていたようだ。もともと、公教育における日本語教育の制度化や愛国啓蒙運動団体系の私立学校における積極的な「日語」教授が常態化するにつれ、相対的に存在価値を減少させたほか、「保護国」化による反日気運の高まり、小規模経営、財政難などを理由に長続きせず閉鎖したケースも少なくない。

第三次日韓協約の締結(一九〇七年)以降、大韓帝国政府に日本人官吏が大率任用されるようになると、朝鮮人官吏との間で言語不通問題が生じることになる。このような事態を受けて、官立外国語学校出身者で日本語のできる朝鮮人が官吏として登用されていくことになった。日本語を通じた朝鮮人の体制内化は官庁のレベルでもすでに行われ

ていたのであり、日本語のヘゲモニーは植民地化以前に高まりの様相をみせ始めたということを、まずは確認しておきたいのである。

## (二) 植民地期における日本語教育政策

植民地期朝鮮における教育はその根本法令である朝鮮教育令にもとづき行われることになった。なかでも初等教育体制の整備が喫緊の課題とされ、統監府時代の教育システムを継承する形で公立普通学校体制の整備を進めていった。教科書も総督府編纂のものを使用することが原則とされ、「国語」（＝日本語）の普及が主たる目的とされたのであった。「国語」の普及には公立普通学校を通してのみならず、さまざまな手段が用いられた。朝鮮時代以来の在来の初等教育機関である書堂に対する規制として、一九一八年に「書堂規則」を發布し、開設の際に府尹、郡守、島司への届け出を必要とした。総督府が道、府、郡、島宛に下した訓令では、「書堂ノ教授ハ従来概シテ唯漢文ノ素読ニ止レリト雖土地ノ状況並書堂ノ実情ニ依リ漸次勸奨シテ国語及ビ算術ヲ教授セシムルヲ要ス」とあり、実質上、「国語」の教授が要求されていた。また、道地方費による補助で「国語講習会」・「国語講習所」などを設置した。「公私立普通学校教員其ノ他ノ主権ニ係ル」これら講習施設は、一九一六年段階で朝鮮全土で八五五か所存在し、受講者数

は二万二四五六名であったとされる<sup>35</sup>。その他、日本人教員の配置されていない地域では憲兵や警察が主導していたことも明らかにされており、実際の効果は別として、「国語」普及を徹底させようとする意図がうかがわれる。以後もこのような日本語普及のあり方が継続していったとみられ、一九一八年の「三面一校」計画、一九二九年の「一面一校」計画を土台に普通学校の増設が図られていき、また一九三四年には二年制の初等教育機関である簡易学校が発足するなど、日本語教育機関は増加していった。

もつとも、日本語教育の効果がどの程度のものであったかというところ少し検討を要しよう。総督府の調査によれば、日本語習得者は一九一九年二月末時点で二・〇%程度、一九二三年末時点で約四・一%と上昇はしているものの、決して高いとはいえなかった。一九三〇年の朝鮮国勢調査の結果では、朝鮮人総人口の六・八二%であり、「国語」は朝鮮人全体に「国民精神」が行き渡るほどの効果をすぐには挙げられなかったといえる。当然、総督府側もこの問題を強く認識していた。先に言及した「三面一校」計画は「同化」の進捗状況の遅れに対する認識を背景に成立したものであり、「一面一校」計画や簡易学校の設置は、朝鮮人側の就学要求を吸収しつつ、農村振興運動下の指導者層養成の急務に対応しようとしたものであった。簡易学校における日本語と朝鮮語の授業時間数の差異（週一〇時間／

週二時間<sup>(4)</sup>に露骨にあらわれているように、日本語(世界)へと朝鮮人を動員する必要性がより高まっていくことになった。これは一九二〇年代末から三〇年代前半にかけて展開された民間のハングル普及運動の弾圧と並行して行われたことからわかる。

このような流れが一気に加速したのが日中戦争期以降であった。一九三八年の朝鮮教育令(第三次)の公布により、学校制度が内地と一本化され、普通学校は小学校、高等普通学校は中学校、女子高等普通学校は高等女学校と<sup>(5)</sup>なった。これにともなう「小学校規程」の改正では、「国語」教育は「皇国臣民ヲ育成スル」要となつた。あわせて、それまで必修科目の地位を保ち続けてきた朝鮮語は、授業時間数の指定はあるものの「随意科目」となり、その地位を落とすことになった。一九四一年の「国民学校令」の公布と「国民学校規程」を経て、事態はより先鋭化し、「国語」は修身、「国史」、地理とともに「国民科」へと編入され、その意図をより明確なものにしていく反面、朝鮮語の加設は可能とされたが、すでに授業時間数の指定もなければ、もはや科目の目標さえも明記されなくなった<sup>(6)</sup>。「国語」の普及は学校外でも要求され、国民総力朝鮮連盟によつて一九四二年五月五日に決定された「国語普及運動要綱」の記述にしたがえば、官公署職員始め、学生、生徒、児童はもちろんのこと、会社・工場・鉱山、「青年団

婦人会教会其の他の集合」などを対象とし、「一日一語習得運動」、「国語講習会」、「国語」常用者に対する表彰など、あらゆる方策を通じて行われたのであつた<sup>(7)</sup>。近年の研究では、とりわけ徴兵制導入(一九四三年)前後の「国語」常用政策の実態も明らかになっている<sup>(8)</sup>。

日中戦争期以降の「国語」普及政策が軍事的要請にしたがい強化されたことはすでに早くから指摘されている。戦局の拡大にともない、朝鮮人の徴兵問題が現実的課題として浮上してくる一方、朝鮮人の民族性への憂慮から徴兵制をすぐに施行するのではなく、志願兵制度を導入していくことになった。言うまでもなく、ここでは安定的な兵員資源の供給に足る「皇国臣民」の存在が要請され、教育システムの「改善」が重要視されることになった。このような脈絡で、一九三七年六月に朝鮮軍は学校体制を「内地」と一本化するよう総督府に具申したのである。その結果物が第三次朝鮮教育令なのであつた。学校制度の一本化は、第二次朝鮮教育令以来の「普通教育ニ於ケル国語ヲ常用スル者ト然ラザル者トノ區別」を撤廃するものとうたわれたが、その後の実態は「国語」常用化を強行に推し進めることであつた。もちろん法的に朝鮮語がなくなつたわけではないが、「随意科目」の科目設置の可否が校長に一任されているなかで、法令での規定や当局側からの通牒はなくとも、廃止を選択する学校が相次いであらわれたことには

注意しておかねばならない。一九四〇年には『東亜日報』、『朝鮮日報』といった朝鮮語民間新聞が強制廃刊され、一九四二年にはかつて総督府の朝鮮語教育政策とも関連したハンゲル運動団体の朝鮮語学会が弾圧される(朝鮮語学会事件——前述)など、朝鮮語での言語生活の機会が上から縮小されていったことだけは間違いない。

### 三 朝鮮語政策の性格

#### (一) 「国語」の論理とその限界

国民国家論の隆盛によって、社会言語学、日本近代史研究の一部で近代日本の「国語」形成に関する研究が進展をみせた。これらの研究は日本が植民地において普及しようとしていた「国語」とはそもそもどのようなものであったのかを根本から問い直すきっかけともなった。

「国語国字問題」や「標準語」の確立を喫緊の課題としていた日本において持ち出された「国語」イデオロギーとは、言語学者上田万年の講演「国語と国家と」(一八九四年)に代表されるように、「日本語は日本人の精神的血液なり」とし、いわば「国語」と「国民」を一体のものとしてとらえていた。上田は一国家が単一民族によって成り立っているものとは必ずしも考えていなかったが、国家の

成立にあたっては、中核となる民族が存在しており、「日本国民が協同の運動をなし得るは、主としてその忠君愛国の大和魂と、この一国一般の言語とを有つ、大和民族あるに拠りてなり」とし、ここに「国語」「国民」「国家」の一体性の論理が保証されることになる。

朝鮮の植民地化後、このような形で「国語」の論理が、朝鮮での「国語」普及政策の土台として採用されることになった。久保田優子は、上田の「国語」の論理の影響を強く受けた人物として、韓国政府で学政参与官、学部書記官としての経験を持つ三土忠造を挙げている。三土は「朝鮮が日本の領土になり、朝鮮人が日本帝国の臣民になつた以上は之を一日も早く同化しなければならぬ、同化する方法手段としては日本語を成るべく広く成るべく早く、普及させる方法を講じなければならぬ」とし、朝鮮語を廃しなければ「恰も奥太利と匈牙利のやうな風になつて、朝鮮人が段々発達して朝鮮人になる者が日本人と同等の脳力に達してきた場合に、国家の為に重大問題が起つて来ると思ふ」と述べ、「国語」普及による「同化」の必要性をとなえたのであった。事実、帝国教育会内の朝鮮教育調査委員でもあった三土のこのような認識は、併合当初の朝鮮教育方針の策定にあたって大きな影響を与えていたことは、すでに先行研究でも確認されている。

このような「国語」による「同化」の論理は、植民地下

「国語」普及政策の底辺に常に存在するものであったが、先の朝鮮教育調査会議の最終的な決議案では朝鮮語の廃止とする部分が削除されていたこと、第一次朝鮮教育令策定前に、朝鮮人が皇室に対して忠義心を持たず、「不完全ナガラモ三千年來国家ヲ成セル民族」である、などの理由で朝鮮人の「同化」＝日本人化は難しいとする内部文書が出てきたこと、あるいは現役の学務官僚から三土のような議論が「机上の空論」であるという批判が出たこと、そして、実際に朝鮮語（朝鮮語及漢文）が必修科目として残ったことなどを考えると、実際には「国語」による「同化」が一朝一夕にはなされようもなかったことがうかがわれる。三土の言辞は極端な「同化」論としてしばしば取り上げられるが、読み込んでいくと当時の言語状況に関して鋭い認識を示していたことがわかる。彼は先の引用文に続けて次のように述べている。

今奥太利と匈牙利とが本統に統一が付いて居らぬと云ふのは、国語が独逸語とマギヤ語と相對立して居ることが重なる原因になつて居る。是等の前例から考へても此の際朝鮮の国語を話に用ひることだけは仕方が無いが、文章の上には現はして書く方を國民に教へると云ふことは断然廢せざるを得ぬと思ふ。

先にみたように、すでに朝鮮語の「国語」化への動きが一定程度進展している状態で、日本語と朝鮮語のそれぞれ

の「国語」の論理が衝突することは目にみえていた。韓国政府の教育行政に直接関与した三土はこの点を十分に認識していたはずである。しかし、あるいは、だからこそ実際にはその衝突を当面回避するかのよう、非対称的ではあるものの二言語併用主義がとられたのである。それは言うまでもなく、「国語」の論理にもとづく「同化」の大原則とすぐに消滅させることのできない朝鮮人の民族性に対する配慮とが併存した状態であったことを意味する。法的にこの点を解消しようと「国家語」(Sprachsprache)の概念を持ち出したのが、言語学者かつ言語政策論者であった保科孝一であるが、結果として彼の考え方は受け入れられることはなく、危うい綱渡りの状態が植民地末期まで続いたのであった。実際の言語生活において、根強く存在する朝鮮語の世界に、当局側は戦時期にいたるまで対応せざるを得なかったのである。ここに朝鮮語の政策的利用という問題が前景化してくるのである。

## (二) 日本人官吏と朝鮮語

朝鮮文学研究者の梶井 陟のぼは、植民地朝鮮における言語政策について次のような問いを投げかけている。

日本の支配者たちがとつた言語取奪の方式を一言でいえば、日本語を強烈に押し込むことよって朝鮮語を朝鮮人のからだから追い出す——というものであつ

た。「……」だが、日本人は朝鮮人からただがむしゃらに朝鮮語を奪りあげていただけなのだろうか。

そして、「朝鮮人の皇国臣民化を終局の目的とした日本の朝鮮支配が、奪りあげた朝鮮語をこの目的達成のために、持駒として使わなかったはずはない」と述べ、日本人の朝鮮語学習の歴史の意味について先駆的な研究成果を収めた。近年、近代における日本人に対する朝鮮語教育とその歴史性に関する研究は、おもに石川遼子、山田寛人によって行われてきた。以下、それらの研究成果にもとづいて日本人、とりわけ官吏と朝鮮語との関係について簡単に言及しておきたい。

日本人に対する朝鮮語教育は、併合以前から「内地」を舞台に行われていた。元来、中近世における朝鮮外交の必要性から、対馬藩その他の藩で通詞（通訳）養成のための朝鮮語教育は行われていたが、明治政府を中心とした近代外交体制への転換の過程で朝鮮語教育も中央政府（外務省、のち文部省）の所管となっていく。以後、日清戦争、日露戦争という二つの戦争を経る間、沈滞と盛り上がりを繰り返していたというのが、内地での朝鮮語教育の現状であった。東京外国語学校朝鮮語科（旧・新）を軸とした日本での朝鮮語教育、ないしは留学制度を通して養成されていく人物の多くが、のちに統監府、総督府の官吏、在朝日本人有志として朝鮮語能力を発揮していくことになっ

た。それも単なる通訳にとどまらず、旧慣制度調査事業、対日本人／対朝鮮人朝鮮語教育、朝鮮語言論に対する検閲などに携わる人間も多かったことに注目する必要があるだろう。

ところが併合後になると、もはや外国語ではないという理由から、内地での朝鮮語教育は衰退していき、その反面、朝鮮内において日本人に対する朝鮮語教育または学習奨励政策が展開することになるのである。とりわけ朝鮮語能力は植民地社会の末端で朝鮮人との接触の多い教員や警察官たちに要求され、一九一〇年代でも教員の場合は教員養成の過程や教員講習の場で、警察官の場合は、着任前研修、通訳、昇任試験などの制度を通じて朝鮮語能力が要求されたのであった。一九一九年の三・一独立運動後、日本人官吏の朝鮮語能力の必要性に対する認識は、当局側においてより一層強く認識されるにいたった。警察官、金融組合理事を対象とした朝鮮語奨励政策が以後盛んになるほか、総督府の全官吏を対象とした「朝鮮総督府及所属官署職員朝鮮語奨励規程」（一九二一年）の成立とそれにもとづく朝鮮語試験の実施が、以後、継続して中心的な役割を果たした。とくに後者は、試験の合格者に対し、等級に応じて一定期間手当を支給するというものであって、一九二四・二八・三一・三七年の改正を経て、植民地末期まで存続していた制度であった。政策意図としては、業務の効率

化、「内鮮融和」の具現、治安維持の強化が主なものとして挙げられるが、このような施策は「同化」に逆行するものとしてとらえられ、必ずしも手放しで歓迎されたものではなかつた。第四一回帝國議會衆議院において衆議院議員山道襄一（憲政会）が提出した「朝鮮統治ニ関スル質問主意書」をみると、「鮮人ニ日本語ヲ習得セシメ普及セシメサレハ同化作用上將又經濟上政治上障害多シ然ルニ日本人ニシテ官署ニ奉職セムトスルモノニ朝鮮語ノ試験ヲ施スカ如キ制令ヲ設クルハ統治作用上ノ矛盾撞着アルヲ表現スルモノナリ」と批判しているのに対し、原敬首相は「国語ヲ普及スルハ最モ急務ナルヲ認メ政府ハ極力之ヲ努メツ、アリ然レトモ朝鮮現時ノ状況ニ於テハ官吏特ニ朝鮮人ト直接接觸シテ之カ指導啓発ノ任ニ当ルヘキモノハ朝鮮語ニ精通スルニアラサレハ適切ナル行政ヲナスコト困難ナリ故ニ官吏ヲシテ朝鮮語ヲ修得セシムル方針ヲ變更スル意思ナシ」と答弁している。「国語」による「同化」方針に抵触してまでも「方針ヲ變更スル意思ナシ」とした原の判断にはどのような現状認識が存在したのだろうか。三・一独立運動後の朝鮮軍の認識をみると、このあたりの危機感が伝わってくる。朝鮮軍司令官宇都宮太郎は、「凡ソ人民ニ直接スル官公吏ハ鮮人ハ国語、内地人ハ鮮語ノ知識ヲ其採用及進級ノ一条件ト為スコト必要ナルガ憲兵警察官ニ在テ殊ニ然リトス」と述べ、また朝鮮軍參謀部の名義で出された「騒

擾ノ原因及朝鮮統治ニ注意スベキ条件並軍備ニ就テ」は、「意志ノ疏通ヲ計ル有効ナル手段トシテ直接人民ニ接スル下級官吏ニ鮮語ノ修得ヲ奨励スルヲ必要トス（……）」而シテ鮮語ニ熟達セル者ニ対シテハ其ノ程度ニ応シ之ニ物質的優遇ノ途ヲ講スルヲ要ス目下ニ於テモ特別手当ハ支給サレアルモ其ノ額タルヤ微々トシテ云フニ足ラス將來大ニ優遇ノ途ヲ講スルノ要アリ」としており、ここに朝鮮語奨励規程制定の土台となつた認識を見て取ることができる。ただ、最も朝鮮語能力を要求されたのは依然として教員、警察官たちであり、これらの職では別途独自の朝鮮語奨励制度が用意されていたほどであつた。

もつとも、そのような朝鮮語能力が具体的にどのような場で発揮されたのかについては、まだ十分には明らかにされてはいない。試験合格者の学習歴や朝鮮語学習観を分析した山田は、「ほとんどすべての学習者が制度的強制を受けて学び始めており、手当金や昇進といった実利も学習意欲に大きな影響をおよぼしていた」とし、「朝鮮語奨励政策は支配を円滑に進める目的で支配末期まで継続して行われたものの、本来の目的は十分に達せられたとは言えず、むしろ政策による制度自体が目的化してしまつたのである」と結論づけていることから、朝鮮語の政策的利用も所期の目的を十分果たすことができないまま、戦時期にいたり、「国語」＝日本語への言語生活の一本化を上から大々



的に図っていったといえよう。もちろん、朝鮮語による総督府系機関紙である『毎日新報』が継続して発刊され、朝鮮語奨励制度が存続したことをみれば、朝鮮語使用が完全に「廃止」されたわけではない。支配者側における朝鮮語の必要性は最後まで残り続けたわけだが、朝鮮語奨励政策はそれを貫徹するほどには機能しなかった。このことは、この制度が付け足しの無意味な制度であったことを意味しない。むしろ、植民地朝鮮において、「国語」が朝鮮語よりも上回って有していた政治的威信の反面、依然として「国語」が社会に浸透しきれないという、統治者側からみたジレンマを浮き彫りにさせるのである。

## 結びにかえて

以上、教育政策と言語運動を軸に近代朝鮮における言語と政治の関係についてみてきた。本稿が政策や運動の展開にこだわったのは、近年、日本と韓国における「言語問題」研究が、多分に言説分析に偏る傾向があり、言語政策や言語運動の性格についても、実態にもとづいた分析が希薄になっているとの感があったからである。それらのなかには、政策や運動の具体的展開過程とその脈絡については十分に検討されないまま、結果的に目立った事象に対して、図式化して把握することがなかなば目的化してしまっ

おり、歴史の議論としては成立しにくいものも多く存在する。試みに一つ例を挙げて、その問題点を韓国の研究動向から確認してみることしよう。

韓国も、近現代史認識が日本と同様に社会問題化しているが、そのなかでも文学研究者金哲の次のような発言は、植民地における言語と「民族」を考えるうえで注意を引くものである。金は、ある座談会の場で、植民地期の民族運動の性格について次のように述べる。

帝国主義下における民族運動というのは、帝国の体制内で民族の領域を分節し、明瞭化することで究極的には帝国の体制を安定させるものだと思います。どこまでも帝国の枠内で民族的差別を緩和するであるとか、民族的利益を確保するであるといった闘争が繰り広げられ、文化的次元でのヘゲモニー闘争も展開します。民族と帝国は互いにそのように拮抗しつつ協調する関係をつくっていきます。それがいわゆる民族運動の実態だと思えます。

そして、このような前提で植民地期の朝鮮人による言語運動の性格を次のように語るのである。

植民地時期における民族抵抗運動の最高峰として評価される朝鮮語学会のハングル運動のようなものが、その「帝国の中に民族を分節化し、結果的に帝国を安定させた」典型的な事例です。「……」朝鮮語学会は植



民地の期間内にただ一度も総督府権力と対立したことがありませんでした。対立したというよりはむしろハングル運動において朝鮮語学会の方針を貫徹させるために、総督府と常に緊密に協調するしかなかったのです。朝鮮語学会と対立する他の民間団体を牽制するたれにも総督府権力が必要であり、さらにハングルの全面的な普及のためには、学校や新聞のような機構を掌握しなければならず、そのためにも現実の政治権力に背を向けては何もできなかったのです。そのような関係が、一九二〇〜三〇年代に継続し、一九三八年になると学校で随意科目となり、続いて公的領域で朝鮮語使用が禁止される、いわば朝鮮語の存立自体が危機におかれる状況が来ます。ところが、この時期に朝鮮語学会はこの状況に対する意義あるいかなる行動もみせていません。

帝国主義とナショナリズムの共犯関係、解放闘争史観の限界などについては、すでに近年よく叫ばれており、決して目新しい視点ではない。しかし、この金の議論からは「支配―被支配」の関係性のなかで民族主義が果たした内的論理としての「抵抗」という視点や、「拮抗」が植民地権力によって規定された非対称的な関係性のなかで存在していたという前提を読み取るとは難しい。何よりも問題なのは、一九二〇年代末から一九三〇年代初の一時的な現

象といえる「協調」の側面をその具体的な文脈に対する説明なしに強調することで、植民地権力の問題を後景化させ、逆説的だが植民地支配万能論に陥ってしまっているという点である。

このような研究動向をにらみながら、歴史学を専攻する者として、もう一度原点に立ち返って史実を整理してみたい、というのが本稿の意図であった。もちろん、その意図に反して、詳細な実態を伝えることができず、当然のことながら批判は筆者自身にも向けられよう。とりわけ、冒頭で全体像の必要性をうたいながらも、十分にその課題を尽くすことはできなかった。よって、ここに一つ一つ列挙することは避けるが、もう少し視野を広げて論じていく必要があることは言うまでもない。課題は尽きない。

## 注

〈1〉西尾幹二『国民の歴史』産経新聞ニュースサービス、一九九九年、七〇八頁。

〈2〉朝鮮語を書き表す文字である「ハングル」という呼称はそれ自身が歴史的産物であり、対象化を要するものであるが、ここでは煩雑さを避けるために、従来の慣用的呼称としてそのまま用いることにする。ところで、先の西尾の引用文に、「ハングルは、十五世紀に作られた人工語」とあるが、厳密な意味において、言語と文字を区別するとい

う定義からすれば、明らかに混乱を招く表現である。

- 〔3〕 例え、黄文雄『台湾・朝鮮・満州——日本の植民地の真実』（扶桑社、二〇〇三年）、山野車輪『マンガ嫌流』（晋遊舎、二〇〇五年）、桜井誠『実践ハンドブック嫌韓流——反日妄言撃退マニュアル』（晋遊舎、二〇〇六年）などを挙げることができる。

- 〔4〕 三ツ井崇「日本人はハンゲルを広めたか」田中宏・板垣竜太編『日韓 新たな始まりのための二〇章』岩波書店、二〇〇七年。

- 〔5〕 三ツ井崇「植民地下朝鮮における言語支配の構造——朝鮮語規範化問題を中心に」（二〇〇一年度一橋大学大学院提出博士學位論文、二〇〇二年）、同「植民地期朝鮮における言語運動の展開と性格——一九二〇～三〇年代を中心に」（『歴史学研究』第八〇二号、二〇〇五年）など。

- 〔6〕 同右論文を参照されたい。

- 〔7〕 紙幅の関係上、本稿で詳論することができない。詳しくは、\*三ツ井崇「植民地期朝鮮におけるハンゲル運動に関する研究動向とその批判的検討」（『言語文化』第一一卷第一号、二〇〇八年）を参照されたい。\*は朝鮮語文献を示す。以下同じ。

- 〔8〕 山野、前掲書、一六一—一六三頁。引用文中の傍点および「」は原則として引用者による。以下同じ。会話中の「沖鮎要」は主人公で、大学に入り、末行の影響で「思考回路が一八〇度転換してしまった」存在として描かれ（同書、一三〇頁）、「末行隆平」は沖鮎の二年上の先輩で

「歴史に関する広範な知識」を有する存在として描かれる（同書、一九八頁）。

- 〔9〕 黄文雄、前掲書、二二九頁。

- 〔10〕 ベネディクト・アンダーソン著、白石さや・白石隆訳『増補版想像の共同体——ナショナリズムの起源と流行』N T T出版、一九九七年。

- 〔11〕 イ・ヨンスク「朝鮮における言語的近代」『一橋研究』第二二巻第二号、一九八七年、八五頁。

- 〔12〕 イ・ヨンスク『国語』という思想——近代日本における言語認識』岩波書店、一九九六年、二八一—二九頁。

- 〔13〕 開国五〇三（高宗三二）年勅令第一号「公文式」一八九四年一月二二日公布（高宗大皇帝実録）卷之三十二。

- 〔14〕 『独立新聞』一八九六年四月七日付。

- 〔15〕 『独立新聞』一八九九年五月二〇日付。

- 〔16〕 周時経『国語文法』博文書館、漢城、一九一〇年、「序」一頁。

- 〔17〕 イ・ヨンスク、前掲論文、九三頁。

- 〔18〕 三ツ井崇「近代朝鮮社会における文字の価値付けとその文脈」『韓国朝鮮の文化と社会』第六号、二〇〇七年、六四—六八頁。

- 〔19〕 同右、六八頁。

- 〔20〕 この点に関しては、\*李光麟『韓国開化史研究』（一潮閣、ソウル、一九六九年）、稲葉継雄「井上角五郎と『漢城旬報』『漢城周報』——ハンゲル採用問題を中心に」（『文芸言語研究（言語篇）』第二二号、一九八七年）、\*黄

- 鎬徳「韓国近代形成期の文章配置と国言説——他者・交通・翻訳・エクリチュール、近代ネーションとその表象たち」(二〇〇二年)度成均館大学大学院博士学位請求論文、二〇〇二年)、李鍊「朝鮮言論統制史——日本統治下朝鮮の言論統制」(信山社、二〇〇二年)を参照した。
- 〔21〕以下の詳細は、三ツ井、前掲「植民地下朝鮮における言語支配の構造——朝鮮語規範化問題を中心に」を参照されたい。
- 〔22〕洪秉三「朝鮮語の研究」『朝鮮教育』第六卷第一二号、一九二二年。
- 〔23〕李完応「朝鮮の学政当局は何故朝鮮語科を度外視するか」『朝鮮及朝鮮民族』第一輯、一九二七年。
- 〔24〕\*「ハンゲル運動の意義と使命——政治、教養、文化上において」『東亜日報』一九二七年一〇月二七日付。
- 〔25〕稲葉継雄「旧韓国の日本語教育」『地域研究』第一〇号、一九九二年(のち、同「旧韓末「日本語学校」の研究」九州大学出版会、一九九七年に収録)。
- 〔26〕同右、三八七—四五〇、四九五—四九七頁。
- 〔27〕稲葉、前掲「旧韓国の日本語教育」。
- 〔28〕光武一〇年学部令第二三号「普通学校令施行規則」一九〇六年八月二七日制定。
- 〔29〕稲葉継雄「旧韓末「日本語学校」の諸特徴」『地域研究』第八号、一九九〇年、六四頁。
- 〔30〕稲葉継雄「旧韓国の教育と日本人」九州大学出版会、一九九九年、五二—五三頁。
- 〔31〕学部『韓国教育ノ現状』(学部、一九一〇年、四〇—四二頁)、井上薫「日本帝国主義の朝鮮における植民地教育体制形成と日本語普及政策——韓国統監府時代の日本語教育を通じた官吏登用と日本人配置」(『北海道大学教育学部紀要』第五八号、一九九二年)。
- 〔32〕大正七年朝鮮総督府令第一八号「書堂規則」一九一八年二月二日公布。
- 〔33〕大正七年朝鮮総督府訓令第九号、一九一八年二月二日公布。
- 〔34〕井上薫「第一次朝鮮教育令下における日本語普及・強制政策——「国語講習会」「国語講習所」による日本語普及政策とその実態」『北海道大学教育学部紀要』第六六号、一九九五年。
- 〔35〕「国語普及ニ関スル施設調査」『朝鮮総督府官報』一九一七年四月二五日付。
- 〔36〕井上、前掲「第一次朝鮮教育令下における日本語普及・強制政策」。
- 〔37〕朝鮮総督府学務局「国語普及の状況」朝鮮総督府学務局、一九二一年、八一—九頁。同資料の「朝鮮人の国語を解する者の人口に対する割合表」より、男女それぞれ「普通会話ニ差支ナキ者」と「稍解シ得ル者」の人口千人に対する割合を足し、百分率に直したものである。
- 〔38〕調査課「国語を解する朝鮮人」『朝鮮』第一一三号、一九二四年、五〇頁。同資料の「朝鮮人千人に付国語を解する者」の「大正十二年末」の数値を百分率に直したものである。

の。

〔39〕朝鮮総督府『昭和五年朝鮮国勢調査報告（全鮮編）』

第一巻・結果表、朝鮮総督府、一九三五年、七四―七五頁。同資料の「内地人」千人に対する「仮名及諺文ヲ讀ミ且書キ得ル者」と「仮名ノミヲ讀ミ且書キ得ル者」を足して百分率に直したものを。

〔40〕井上薫「日帝下朝鮮における四年制公立普通学校――

三・一独立運動直後の修業年限延長と学校増設政策の実態」『釧路短期大学紀要』第二六号、一九九九年。

〔41〕朝鮮総督府『朝鮮総督府ニ於ケル一般国民ノ教育普及

振興ニ関スル第一次計画』（朝鮮総督府、一九二八年）、池田林儀『朝鮮と簡易学校』（活文社、京城、一九三五年）、宮田節子「一九三〇年代日帝下朝鮮における「農村振興運動」の展開」『歴史学研究』第二九七号、一九六五年）、富田晶子「農村振興運動下の中堅人物の養成――準戦時体制期を中心に」『朝鮮史研究会論文集』第一八集、一九八一年）、板垣竜太「農村振興運動における官僚制と村落――その文書主義に注目して」『朝鮮学報』第一七五輯、二〇〇〇年）、\*呉成哲「植民地初等教育の形成」『教育科学社、ソウル、二〇〇〇年』などを参照。

〔42〕例えば、第一学年では週当たりの時間数が、「国語」

一二時間に対し、朝鮮語は二時間であった（第一学年教科書配当表）朝鮮総督府学務局『簡易学校経営指針』朝鮮

総督府学務局、一九三四年、一五頁）。

〔43〕昭和一三年朝鮮総督府令第二四号「小学校規程」一九

三八年三月一五日改正。

〔44〕昭和一六年朝鮮総督府令第九〇号「国民学校規程」一九四一年三月三一改正。

〔45〕広瀬統「国語普及の新段階」『朝鮮』第三二九号、一九四二年、三八―三九頁。

〔46〕井上薫「日本統治下末期の朝鮮における日本語普及・強制政策――徴兵制度導入に至るまでの日本語常用・全解運動への動員」『北海道大学教育学部紀要』第七三号、一九九七年）、同「日帝末期朝鮮における日本語普及・強制

の構造――徴兵制度導入決定前後の京城府を中心に」『釧路短期大学紀要』第二八号、二〇〇一年）、熊谷明泰「植民地下朝鮮における徴兵制度実施計画と「国語全解・国語常用」政策（上）（下）」（関西大学人権問題研究室紀要」第四八―四九号、二〇〇四年）、同「賞罰表象を用いた朝鮮総督府の「国語常用」運動――「罰札」、「国語常用家庭」、「国語常用章」」『関西大学視聴覚教育』第二九号、二〇〇六年）、川喜陽「戦時下朝鮮における日本語普及政策」『史林』第八九巻第四号、二〇〇六年）など。なお、

当時の新聞から日本語普及に関する記事を集めたものとして、熊谷明泰『朝鮮総督府の「国語」政策資料』（関西大学出版部、二〇〇四年）がある。

〔47〕宮田節子「皇民化政策の構造」『朝鮮史研究会論文

集』第二九集、一九九一年。

〔48〕同右、四八頁。

〔49〕南次郎による諭告、一九三八年三月四日付。

〔50〕 井上、前掲「日帝末期朝鮮における日本語普及・強制の構造」二二六—二二九頁。井上は、この点について「日本人校長が学校にいる、また学校に日本人を配置している関係で科目設定に関する判断者の人事を判断し、強制的に朝鮮語を廃する形が取れた」とする。従来、「随意科目」化それ自体をもつてのみ説明されてきた朝鮮語の実質的廃止の問題をより具体的に説明するものとして、井上の指摘の意義は非常に大きい。むしろ、学校長が法令や通牒以上の当局側の意図を読み込もうとする行為の裏にこそ、植民地支配下のヘゲモニーの問題が隠されているのであり、それを「強制的」と一言で終わらせてしまうことについては問題があるように思われる。

〔51〕 初期の著作としては、田中克彦『ことばと国家』（岩波新書、一九八一年）、石剛『植民地支配と日本語——台湾、満洲国、大陸占領地における言語政策』（三元社、一九九二年、増補版二〇〇二年）、イ・ヨンスク、前掲書、安田敏朗『植民地のなかの「国語学」——時枝誠記と京城帝国大学をめぐる』（三元社、一九九七年）、同『帝国日本の言語編制』（世織書房、一九九七年）、長志珠絵『近代日本と国語ナシヨナリズム』（吉川弘文館、一九九八年）などが挙げられる。また、これらのほか「国語学」の立場から、京極興一『「国語」とは何か』（東苑社、一九九三年、新訂版一九九六年）のような著作もある。

〔52〕 上田万年『国語のため』富山房、一八九五年、一二頁。

〔53〕 同右、八一—一〇頁。

〔54〕 久保田優子『植民地朝鮮の日本語教育——日本語による「同化」教育の成立過程』九州大学出版会、二〇〇五年、一九九—二〇四頁。

〔55〕 三土忠造「朝鮮人の教育」『教育界』第九卷第二二頁、一九一〇年。

〔56〕 同右。

〔57〕 井上薫「日本帝国主義の朝鮮に対する教育政策——第一次朝鮮教育令の成立過程における帝国教育会の関与」『北海道大学教育学部紀要』第六二号、一九九四年、久保田、前掲書、一九七—一九九頁。

〔58〕 同右。

〔59〕 「秘」教化意見書（一九一〇年九月八日付）。なお、この資料は、渡部学・阿部洋編『植民地教育政策史料集成（朝鮮篇）』第六九卷（龍溪書舎、一九九一年）に収められている。

〔60〕 関屋貞三郎「朝鮮人の教育に就て」『朝鮮』第三五号、一九一一年。

〔61〕 三土、前掲論文。

〔62〕 イ・ヨンスク、前掲書。ただ保料が朝鮮総督府の囑託として残した調査資料の意義は、どのような政策的背景でどのように受け止められ、またどのように取捨選択されたのだろうか。実際の政策過程と合わせて厳密に検討する必要がある。この点については別稿を留意したい。

〔63〕 梶井陟『朝鮮語を考える』龍溪書舎、改定版一九八四

年、一四頁。

〔64〕 同右。

〔65〕 小川亜弥子「長州藩の朝鮮通詞と中島治平」(『月刊歴史手帖』第二二卷第四号、一九九四年)、木村直也「朝鮮通詞と情報」(同)、田代和生「対馬藩の朝鮮語通詞」(『史学』第六〇卷第四号、一九九一年)、米谷均「対馬藩の朝鮮通詞と雨森芳洲」(『海事史研究』第四八号、一九九一年)、同「対馬藩の通詞と情報」(『月刊歴史手帖』第二二卷第四号、一九九四年)、徳永和喜「薩摩藩対外交渉史の研究」(九州大学出版会、二〇〇六年)。

〔66〕 山田寛人『植民地朝鮮における朝鮮語奨励政策——朝鮮語を学んだ日本人』不二出版、二〇〇四年、二一―四四頁。

〔67〕 石川遼子「素描 明治前期朝鮮語教育六年の場と群像」(『青鶴』第一〇・一一合併号、一九九八年)、同「近代日本と朝鮮語」(二〇〇一年度奈良女子大学大学院博士学位論文、二〇〇一年)、植田晃次・石川遼子・山田寛人・三ツ井崇『日本近現代朝鮮語教育史』(平成一七)一八年度日本学術振興会科学研費補助金基盤研究(B)「日本における朝鮮語教育史の総合的・実証的研究」研究成果報告書、二〇〇七年、三〇―三一、七四―七五頁)。

〔68〕 山田、前掲書、五〇―五四頁。

〔69〕 同右、九五―一六三頁。

〔70〕 同右、六九―七〇頁。

〔71〕 大正八年三月八日提出「衆議院議事速記録」第二五

号、『官報』号外、一九一九年三月一九日付)。

〔72〕 大正八年三月一八日答弁(同右)。

〔73〕 宇都宮太郎(秘)「朝鮮時局管見」、一九一九年五月九日(『斎藤実関係文書』国立国会図書館憲政資料室、所蔵番号一〇四―一三)。

〔74〕 朝鮮軍参謀部密第一〇二号其三五七「秘朝特報第二六号騒擾ノ原因及朝鮮統治ニ注意スベキ件並軍備ニ就テ」一九一九年七月一日付、JACAR (アジア歴史資料センター) Ref: C06031106200、大正八年乃至同十年共七冊其四、朝鮮騒擾事件関係書類(密受第一〇二号情報共三内其一)、陸軍省(防衛省防衛研究所)。

〔75〕 山田、前掲書、九五―一六三頁。

〔76〕 同右、二二一頁。

〔77〕 \*朴枝香・金哲・金一栄・李栄薫「解放前後史の新たな地平」『解放前後史の再認識』二、本の世界、ソウル、二〇〇六年、六二―六六頁。

〔78〕 同右、六二―六二七頁。